学校法人大原学園　寄附行為

学校法人　大原学園

令和７年６月１１日

学校法人大原学園 寄附行為

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、学校法人大原学園と称する。

（事務所の所在地）

第２条　この法人は、事務所を東京都千代田区西神田一丁目１番３号に置く。

第２章　目的および事業

（目的）

第３条　この法人は、教育基本法および学校教育法に従い学校教育を行い、地域社会および日本ならびに世界で活躍・貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

（１）大原大学院大学	会計研究科
（２）東京経営大学	経営学部　経営マネジメント学科
（３）大原学園美空高等学校	通信制課程　普通科
（４）府中ひばり幼稚園	
（５）大原簿記情報専門学校札幌校	工業専門課程
	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
（６）大原医療福祉専門学校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
（７）大原法律公務員専門学校	文化教養専門課程
（８）大原公務員・医療事務・語学専門学校函館校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
（９）盛岡情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(10) 大原ビジネス公務員専門学校盛岡校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(11) 山形スポーツ医療福祉専門学校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
(12) 大原ビジネス公務員専門学校山形校	文化教養専門課程
(13) 大原ビジネス公務員専門学校水戸校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(14) 水戸情報ＩＴクリエイター専門学校	商業実務専門課程
	工業専門課程
(15) 宇都宮スポーツ医療専門学校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程

(16) 大原ビジネス公務員専門学校宇都宮校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(17) 宇都宮情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(18) 大原スポーツ医療保育専門学校高崎校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
	文化教養専門課程
(19) 大原ビジネス公務員専門学校高崎校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(20) 高崎情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(21) 大原簿記情報ビジネス専門学校大宮校	商業実務専門課程
(22) 大原法律公務員専門学校大宮校	文化教養専門課程
(23) 大原医療秘書福祉専門学校大宮校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
(24) 大原こども専門学校	教育社会福祉専門課程
(25) 大原簿記公務員専門学校千葉校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(26) 大原医療保育福祉専門学校千葉校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
(27) 大原ビジネス公務員専門学校津田沼校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(28) 千葉情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(29) 大原簿記法律専門学校柏校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(30) 大原簿記学校	商業実務専門課程
(31) 大原法律専門学校	文化教養専門課程
(32) 大原医療秘書福祉保育専門学校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
(33) 東京情報クリエイター工学院専門学校	工業専門課程
(34) 東京ホテル・トラベル・鉄道専門学校	商業実務専門課程
(35) 東京アニメーター学院専門学校	文化教養専門課程
(36) 大原ビジネス公務員専門学校池袋校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(37) 東京池袋情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(38) 大原簿記公務員医療福祉保育専門学校立川校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
	教育社会福祉専門課程
(39) 東京立川歯科衛生学院専門学校	医療専門課程
(40) 東京立川情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(41) 大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程

(42) 東京町田情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(43) 東京町田歯科衛生学院専門学校	医療専門課程
(44) 大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(45) 大原法律公務員専門学校横浜校	文化教養専門課程
(46) 大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程
(47) 横浜情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(48) 大原簿記法律観光専門学校金沢校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(49) 金沢情報ＩＴクリエイター専門学校	文化教養専門課程 工業専門課程
(50) 金沢ウエディング・ビューティー専門学校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(51) 大原医療・スポーツ専門学校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(52) 大原ビジネス公務員専門学校福井校	商業実務専門課程
(53) 福井美容ビューティー製菓保育専門学校	文化教養専門課程 教育社会福祉専門課程 衛生専門課程
(54) 福井情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程 商業実務専門課程
(55) 福井医療・スポーツ専門学校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(56) 大原医療保育スポーツ専門学校甲府校	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程 文化教養専門課程
(57) 大原ビジネス公務員専門学校甲府校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(58) 甲府情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(59) 大原情報ビジネス医療専門学校長野校	商業実務専門課程
(60) 大原公務員専門学校長野校	文化教養専門課程
(61) 大原簿記情報ビジネス医療専門学校松本校	商業実務専門課程
(62) 大原スポーツ公務員専門学校松本校	文化教養専門課程
(63) 大原簿記ビジネス公務員専門学校京都校	商業実務専門課程 文化教養専門課程
(64) 京都歯科衛生学院専門学校	医療専門課程
(65) 大原簿記専門学校大阪校	商業実務専門課程 医療専門課程
(66) 大原法律公務員専門学校大阪校	文化教養専門課程

(67) 大阪保育こども教育専門学校	教育社会福祉専門課程
(68) 大阪歯科衛生学院専門学校	医療専門課程
(69) 大原簿記法律専門学校難波校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(70) 大阪情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
	商業実務専門課程
(71) 大阪医療スポーツ専門学校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(72) 大阪ホテル鉄道&ブライダルビューティー専門学校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(73) 大原簿記法律専門学校梅田校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(74) 大原医療福祉製菓専門学校梅田校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
	衛生専門課程
(75) 大原簿記専門学校神戸校	商業実務専門課程
(76) 姫路情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(77) 大原ビジネス公務員保育専門学校姫路校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
	教育社会福祉専門課程
(78) 大原簿記法律&美容製菓専門学校和歌山校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
	衛生専門課程
(79) 大原情報医療保育専門学校和歌山校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
(80) 大原ビジネス公務員専門学校岡山校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(81) 岡山情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(82) 大原ビジネス公務員専門学校広島校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(83) 広島情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(84) 大原簿記ビジネス専門学校福岡校	商業実務専門課程
(85) 大原公務員専門学校福岡校	文化教養専門課程
(86) 福岡保育こども医療福祉専門学校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
	教育社会福祉専門課程
(87) 福岡情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(88) 大原ビジネス公務員専門学校北九州校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(89) 北九州医療製菓専門学校	商業実務専門課程

	衛生専門課程
	文化教養専門課程
(90) 北九州情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(91) 専門学校西日本昴自動車工科大学校	工業専門課程
	文化教養専門課程
(92) 大原ビジネス公務員専門学校熊本校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(93) 熊本保育医療スポーツ専門学校	商業実務専門課程
	教育社会福祉専門課程
	文化教養専門課程
(94) 熊本情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(95) 大分情報ＩＴクリエイター専門学校	工業専門課程
(96) 大原ビジネス公務員専門学校大分校	商業実務専門課程
	文化教養専門課程
(97) 大分昴自動車工科専門学校	工業専門課程
	文化教養専門課程
(98) 大原日本語学院	

第３章　機関の設置

（役員、評議員および会計監査人の設置）

第５条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　　７名以上９名以内

（２）監事　　２名以上３名以内

２　この法人に、評議員８名以上12名以内を置く。

３　この法人に、会計監査人１名以上２名以内を置く。

４　評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

（理事選任機関）

第６条　この法人の理事選任機関の構成員は、理事４名、監事１名、評議員１名とする。

２　理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。

３　理事選任機関の構成員の任期は、４年とする。

４　理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

５　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

６　理事選任機関の決議は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

７　理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

８　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第４項に規定する者をいう。以下この項及び第24条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任

機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

9　理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選考委員会規則で定める。

第４章　理事会および理事

第１節　理事の選任および解任等

（理事の選任）

第７条　理事は、次の各号に掲げる者とする。

（１）大原大学院大学の学長、東京経営大学の学長、府中ひばり幼稚園の園長および美空高等学校、専門学校ならびに大原日本語学院の校長のうちから、理事選考委員会で選任した者１名

（２）学識経験者のうちから、理事選考委員会で選任した者６名以上８名以内

２　前項第 1 号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

（理事の任期）

第８条　理事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　理事は、再任されることができる。ただし、再任は別途定める寄附行為施行細則による制限がある。

（理事の解任および退任）

第９条　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）理事としてふさわしくない非行があったとき

２　理事は、次の事由によって退任する。

（１）任期の満了

（２）辞任

（３）死亡

（理事に欠員を生じた場合の措置）

第10条　理事は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第２節 理事会および理事の職務等

（理事会の構成）

第11条　理事会は、全ての理事で組織する。

（理事会の権限）

第12条　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

（理事の職務）
第13条　理事は、理事会を構成し、法令およびこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
３　理事のうち、理事長を補佐するため、学園長、副理事長、専務理事、常務理事を置くことができ、理事会の決議によって選定する。また、解職するときも、同様とする。
４　理事長に事故があるときは、寄附行為施行細則に定めた順位に従い、当該理事がその職を行うものとする。
５　第４項に定めた理事を理事長職務代理理事とする。
６　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
（代表権の制限）
第14条　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第３節 理事会の運営

（招集）
第15条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
５　理事会を招集するには、各理事および各監事に対して、会議の日時および場所並びに会議の目的である事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。
６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（運営）
第16条　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
２　前条第２項および第４項並びに第24条第２項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
（決議）
第17条　理事会の決議は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）この寄附行為の変更

（２）予算および事業計画の作成または変更
（３）基本財産の処分
（４）借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
（５）残余財産の帰属者の決定
３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散
（２）この法人の合併
４ 理事は、書面または電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
（業務の決定の委任）
第18条　法令およびこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。
（議事録）
第19条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事２名以上および出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第34条第２項において同じ。）または記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第５章　監事

第１節 選任および解任等

（監事の選任）
第20条　監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
（監事の任期）
第21条　監事の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事は、再任されることができる。
（監事の解任および退任）
第22条　監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
（３）監事としてふさわしくない非行があったとき
２　監事は次の事由によって退任する。
（１）任期の満了

（２）辞任
（３）死亡
（監事に欠員を生じた場合の措置）
第23条　監事は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了または辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。
２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

第２節 職務等

（監事の職務）
第24条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
（１）この法人の業務および財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
（２）この法人の業務および財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会および評議員会に提出すること。
（３）理事会および評議員会に出席して意見を述べること。
（４）この法人の業務若しくは財産または理事の職務の執行の状況に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときまたは不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会および評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
（５）前号の報告をするために必要があるときは、理事長または理事選任機関招集権者に対して理事会および評議員会または理事選任機関の招集を請求すること。
２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。
（常勤監事の選定および解職）
第25条　監事のうち１名を常勤監事とし、評議員会の決議をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

第６章　評議員会および評議員

第１節 評議員の選任および解任等

（評議員の選任）
第26条　評議員は評議員選任機関が選任し、次の各号に掲げる者とする。
　なお、次の各号で選任された評議員の合計人数は、第５条第２項に定める定数の範囲内とする。
（１）この法人の職員のうちから選任した者１名以上４名以内で、評議員総数の３分の１以内
（２）この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢２５年以上の者のうちから選任した者１名

以上３名以内

（３）学識経験者のうちから選任した者３名以上10名以内

２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第27条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　評議員は、再任されることができる。ただし、再任は別途定める寄附行為施行細則による制限がある。

（評議員の解任および退任）

第28条　評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（３）評議員としてふさわしくない非行があったとき

２　評議員は、次の事由によって退任する。

（１）任期の満了

（２）辞任

（３）死亡

３　評議員は、第５条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第２節 評議員会および評議員の職務等

（評議員会の構成）

第29条　評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第30条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（１）重要な資産の処分または譲受け

（２）多額の借財

（３）予算および事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成または変更

（４）役員および評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定または変更

（５）私立学校法第23条第１項第１号から第３号までおよび第５号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

（６）予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

（７）寄附金品の募集に関する事項
（８）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
（１）私立学校法第23条第１項第１号から第３号までおよび第５号から第15号までに関する寄附行為の変更
（２）私立学校法第109条第１項第１号に定める事由による解散
（３）合併

第３節 評議員会の運営

（招集）
第31条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法により通知しなければならない。
（１）会議の日時および場所
（２）会議の目的である事項があるときは、当該事項
（３）会議の目的である事項に係る議案について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
（４）私立学校法施行規則で定める事項
３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。
（運営）
第32条　評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。
（決議）
第33条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）私立学校法第92条第１項に規定する決議
３　前２項の規定にかかわらず、役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
４　評議員は、書面または電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
（議事録）
第34条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員２名以上および出席した監事が署名または記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

（役員の出席等）
第35条　理事長、常勤理事および監事は、評議員会に出席しなければならない。
２　理事長、常勤理事および監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第７章　理事会と評議員会の協議

（理事会および評議員会の協議）
第36条　法令またはこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議および評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。
２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第８章　会計監査人

第１節 選任および解任等

（会計監査人の選任）
第37条　会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
（会計監査人の任期）
第38条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。
（会計監査人の解任）
第39条　会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
２　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。
（会計監査人の選任および解任等に関する手続）
第40条　評議員会に理事が提出する会計監査人の選任および解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。
２　前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3　会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任または辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
4　会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨およびその理由を述べることができる。
5　理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時および場所を通知しなければならない。
（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）
第41条　会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第２節 会計監査人の職務等

（会計監査人の職務等）
第42条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表および収支計算書をいう。以下同じ。）およびその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事および理事会に提出する。
2　会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、または理事および職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１） 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧の請求
（２）前号の書面の謄本または抄本の交付の請求
（３）会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
（４）前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求
3　会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、またはこの法人若しくはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第９章　予算および事業計画等

（会計年度）
第43条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わるものとする。
（予算、事業計画および事業に関する中期的な計画）
第44条　この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。
2　この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で５年以上７年以内と期間を定め、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

（責任の免除）

第45条　役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員または会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には２月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

４　評議員の総数の10分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員または会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

第10章　資産および会計

（資産）

第46条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第47条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

４　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第48条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第49条　基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第50条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）
第51条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
（予算外の新たな義務の負担または権利の放棄）
第52条　予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。
（事業報告および決算）
第53条　この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）計算書類
（４）計算書類の附属明細書
（５）財産目録
２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号および第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。
（財産目録等の備置きおよび閲覧等）
第54条　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。以下第３項および第60条第１項第２号において同じ。）を作成しなければならない。
２　この法人は、前条第１項各号および前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しまたはこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。
３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせまたは交付をすることができる。
（資産総額の変更登記）
第55条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

第11章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）
第56条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議（私立学校法第23条第１項第１号から第３号までおよび第５号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章　解散および合併

（解散）

第57条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会の決議および評議員会の決議による決定

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能

（３）合併

（４）破産手続開始の決定

（５）文部科学大臣の解散命令

２　前項第１号または第２号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第58条　この法人が解散した場合（合併または破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第59条　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議および評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章　補則

（情報の公表）

第60条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

（１）寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

（２）計算書類および事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容

（公告の方法）

第61条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

（施行細則）

第62条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　　則

１．この寄附行為は、昭和５４年４月１日から施行する。

２．この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	松　村　　保
理事	滝　川　祐　治
理事	青　木　靖　明
理事	武　市　威　久
理事	久　保　富美夫
理事	近　藤　修　博
理事	斎　藤　栄　三
監事	塙　　征　光
監事	杉　山　孝　男

（以降、中略とし、現に有効な寄付行為の施行日は次のとおり。）

３．令和７年１月２４日文部科学大臣認可の寄附行為は、令和７年４月１日から施行する。

４．この寄附行為の施行の際、現に在任する役員または評議員であって、令和７年の定時評議員会の終結以後に任期が満了する者の任期については、令和７年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

５．この寄附行為は、令和７年４月１日から施行する。

６．この寄附行為は、第４条（設置する学校）（67）の課程を廃止し、令和７年４月１８日から施行する。

７．この寄附行為は、第４条（設置する学校）（68）の課程を廃止し、令和７年６月１１日から施行する。